

老健規第	5	号
制定	平成11年7月1日	
改定	令和6年12月31日	

介護老人保健施設ライフポート茨木

居宅介護支援事業 運 営 規 程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人^{恩賜}財団済生会支部大阪府済生会が設置する、社会福祉法人^{恩賜}財団済生会支部大阪府済生会介護老人保健施設ライフポート茨木（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という。）が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等をもとに、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜を提供することを目的とします。

(運営の方針)

- 第 2 条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮したものとします。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
 - 3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。
 - 4 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努めます。
 - 5 前4項のほか、「茨木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成30年茨木市条例第9号）第15条及び第16条に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとします。

(1) 名 称 : 社会福祉法人^{恩賜}財団済生会支部大阪府済生会

介護老人保健施設ライフポート茨木

(2) 開設年月日 : 平成11年 2月 1日

(3) 所 在 地 : 茨木市上穂積一丁目2番27号

(4) 電 話 番 号 : 072-646-7718

F A X : 072-668-3141

(6) 介護保険指定番号 : 2774200261

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 この事業所における職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとします。

(1) 管 理 者 : 1名(兼務 介護支援専門員)

管理者は、事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 : 5名(常勤5名 内管理者兼務1名)

ただし業務の状況により増員することができる。

介護支援専門員は、「介護支援専門員に関する省令(平成11年労働厚生省令第53号)」に規定する介護支援専門員実務研修を修了した者に限る。

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて、本人やその家族の意向等をもとに、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜を提供します。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

(1) 営 業 日 月曜日から土曜日までとし、12月30日から1月3日は除きます。

(2) 営 業 時 間 午前9時から午後5時までとします。

(3) 連 絡 体 制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。

(居宅介護支援事業の提供の方法及び内容)

第 6 条 この事業所で行う事業の提供の方法及び内容は次のとおりとします。

(1) 利用者の相談を受ける場所は利用者宅もしくは事業所内の相談室にて行います。

(2) 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとし、使用する課題分析票の種類は①居宅サービス計画ガイドラインや②その他必要に応じて他の方式を選択します。

(3) 利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

(4) サービス担当者会議の開催場所は利用者宅もしくは事業所内の会議室にて行い、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催や担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地から意見を求めるようにします

(5) 居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスなどについて、保険給付の対象となる

か否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料などについて利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとします。

(6) 介護支援専門員は、居宅サービスに位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとします。

(7) 居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとします。

指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等に提供するものとします。

(8) 地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(9) 介護支援相談員の居宅訪問頻度としては、原則として月に1回は、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等のために訪問します。その他必要に応じ随時訪問します。

(利用料等)

第7条 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣の定める基準（告示上の報酬額）によるものとします。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収するものとします。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

(1) 事業所から片道おおむね1kmから2km未満 100円

(2) 事業所から片道おおむね2km以上 1kmごとに50円追加

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとします。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は茨木市の区域とします。

(苦情処理)

第9条 利用者又は身元引受人は、提供されたサービス等につき苦情がある場合、いつでも約款記載の苦情申立窓口に苦情を申し立てることができます。その場合、施設は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について報告します。

2 利用者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

3 施設は、利用者又は利用者の身元引受人から第1項又は第2項の苦情の申し出がなされたことをもって、利用者に対していかなる差別的な取扱いをしないものとします。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第10条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故発生した場合には、市町村、当該利用者の家族に連絡し、必要な措置を講じるとします。

2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には賠償責任を速やかに講じます。

- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じるとします。
- 4 万一の事故発生に備えて、保険会社の賠償責任保険に加入し対応することとしています。

(虐待防止に関する事項)

第 1 1 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(個人情報の保護)

第 1 2 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要時応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

(その他運営についての留意事項)

第 1 3 条 当事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備を行います。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らさないよう保持するものとします。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らさないよう保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員の雇用契約の内容に記載するものとします。
- 4 当事業所は、利用者等の人権の擁護・高齢者虐待の防止等のために、研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上を図り、個別支援計画の作成など適切な支援を実施します。また、職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 5 本事業所は、事業に関する記録を整備し、居宅サービス計画の完了の日から 5 年間は保存するものとします。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、施設と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

(附 則)

施行 平成 12 年 4 月 1 日

改定 平成 15 年 4 月 1 日

改定 平成 18 年 11 月 1 日

改定	平成19年	7月	1日
改定	平成20年	11月	1日
改定	平成21年	2月	1日
改定	平成21年	3月	1日
改定	平成21年	4月	1日
改定	平成21年	5月	1日
改定	平成21年	6月	1日
改定	平成22年	5月	1日
改定	平成23年	1月	1日
改定	平成23年	7月	1日
改定	平成23年	8月	1日
改定	平成24年	10月	1日
改定	平成25年	4月	1日
改定	平成26年	1月	1日
改定	平成26年	6月	1日
改定	平成26年	10月	1日
改定	平成27年	4月	1日
改定	平成28年	4月	1日
改定	平成28年	6月	16日
改定	平成30年	9月	1日
改定	令和元年	8月	16日
改定	令和元年	11月	1日
改定	令和3年	2月	1日
改定	令和3年	3月	8日
改定	令和3年	4月	1日
改定	令和3年	6月	1日
改定	令和3年	6月	15日
改定	令和4年	12月	1日
改定	令和5年	10月	1日
改定	令和5年	11月	1日
改定	令和6年	12月	31日